

徳島県告示第六百十四号

私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十四条第一項の規定に基づき、徳島県知事を所轄庁とする学校法人が令和七年度以後の各年度の計算書類及びその附属明細書について受ける公認会計士又は監査法人の監査について、次のとおり定め、令和七年十二月十一日から施行する。

平成二十八年徳島県告示第一百十七号（私立学校振興助成法の規定に基づく監査事項を指定する件）は、廃止する。ただし、令和六年度以前の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項については、なお従前の例による。

令和七年十二月十一日

徳島県知事　後藤田　正　純

徳島県知事を所轄庁とする学校法人が受けける私立学校振興助成法第十四条第一項の監査は、学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）の定めるところに従つて、会計処理が行われ、計算書類（活動区分資金収支計算書を除く。）及びその附属明細書が作成されているかどうかに関して行うものとする。